

イ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に政令第167条の4第2項の規定により当組合の入札参加制限を受けていない者であること。

エ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に当組合から指名停止措置を受けていない者であること。

オ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

カ 国税（法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、県税（岩手県）及び市町村税（当組合構成市町村）に滞納がない者であること。

キ 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と軽自動車又は同等以上の物品納入に係る契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。

(2) この入札に参加しようとする者は、(1)に定める資格の審査等のため、令和8年5月1日（金）午後5時00分までに3の(3)に定める部署宛てに持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により下記必要書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けること。申請書に添付する書類は、国、岩手県又は二戸市等の物品販売等指名入札参加資格審査申請書に添付した書類の写しでも可とする。

なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者はこの入札に参加できない。

ア 入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式第1号。以下申請書兼誓約書という。）

イ 調達物品に係る業務実績調書（様式第2号）

※内容を証明する書類として契約書等の写しを添付すること。

ウ 申請者が法人の場合は、上記入札参加資格審査申請期限日から起算して3か月以内に発行された法人に係る登記事項証明書の写し、申請者が個人の場合にあっては、上記競争入札参加資格審査申請期日から起算して3か月以内に市町村から発行された身分証明書の写し。

エ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第3号）及び役員の一覧表（様式第3号の2）

オ 税の滞納がないことを証明する書類（写し可。上記入札参加資格審査申請書を提出する日の属する年の直前1年間に市町村、岩手県又は国に納付したもので、上記入札参加資格審査申請期限日から起算して3か月以内発行のものに限る。）

法人＝県外業者は法人税、県内業者は法人事業税又は法人市町村民税

個人＝県外業者は所得税、県内業者は個人事業税又は市町村民税

カ 使用印鑑届兼委任状（様式第4号及び様式第5号）

- (3) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定める資格を有する者（令和5年度二戸地区広域行政事務組合物品販売等入札参加資格を有する者）は、前(2)ウからカに掲げる書類の提出を省略することができる。

3 契約条項を示す場所及び仕様書等を交付する場所並びに期間等

- (1) 交付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年4月30日（木）まで

- (2) 所在地

二戸市金田一字上田面300番地2

- (3) 部署名

二戸地区広域行政事務組合二戸消防署 総務係

電話 0195-26-8119 FAX 0195-26-8121

※二戸地区広域行政事務組合ホームページ（<http://www.cassiopeia.or.jp/>）からダウンロードすることが可能です。

- (4) 質問先

仕様書について不明な点がある場合には、令和8年5月1日（水）午後12時00分までに3の(3)に定める部署宛に書面で提出（FAX可）すること。

なお、質問に対する回答は、原則として質問を受け付けた翌日（土日祝日を除く）に、質問者宛てのみならず、質問者名を伏せたうえでホームページ上に公表するものとする。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所

二戸市金田一字上田面300番地2

二戸地区広域行政事務組合二戸消防署 2階大会議室

(2) 日時

令和 8 年 5 月 12 日（火） 午前 11 時 30 分

午前 11 時 20 分には受付を終了すること。

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

本件入札については、政令第 167 条の 5 第 1 項に定められる資格要件を設けて入札資格審査を行うため、資格を有することが認められた場合は、規則第 117 条第 2 号に基づき入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

ア 落札者は本契約の日までに契約金額 100 分の 5 以上の契約保証金を納めること。ただし、書面による承諾を得てこの期間を延長することができる。

イ 期間内に契約を締結しないときは契約の効力を失う。

ウ 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(ア) 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加資格審査の結果、政令第 167 条の 5 第 1 項に定められる資格を有すると認められた場合において、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ウ) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。

エ 契約保証金の納付に代えて提供できる担保は次に掲げるものとする。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）の保証

6 入札の無効要件に関する事項

(1) 談合、その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

- (2) 入札参加資格がないと認められた者及び参加資格審査確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (3) 入札書の金額、氏名、印影その他入札要件の記載が確認できない入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札
- (5) 鉛筆等、容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (6) 前各号のほか、入札条件に違反した者の入札
- (7) 落札の無効又は落札者からの契約解除により相手方に生じた損害は、組合において賠償の責任を負わない。

7 入札心得に関する事項

(1) 入札

ア 入札参加者は、入札条件、仕様書、契約書（案）等を熟覧のうえ入札しなければならない。

イ 入札参加者は、公示に示した時刻までに入札会場に参集しなければならない。

ウ 郵便による入札は認めない。

エ 入札参加者は、定められた入札書（当組合ホームページからダウンロードし入手すること。）を作成し、入札執行者の指示により提出しなければならない。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第5号）を持参させなければならない。

カ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

キ 入札参加者は、政令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(2) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律

第54号)に違反する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的でほかの入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前にほかの入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札の不参

ア 申請書兼誓約書を提出し、入札参加を認められた者は入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札に参加しないことができる。この場合は次の(ア)又は(イ)に掲げるところにより申し出なければならない。

(ア) 入札執行前にあつては、入札不参加届(様式第6号)を契約担当者に提出(持参、郵送又はファクシミリ)するものとする。

(イ) 入札執行中にあつては、入札執行者への口頭による申し出、又は入札不参加届(様式第6号)の提出若しくはその旨を明記した入札書を提出すること。

イ 前号の規定により入札に参加しなかった者はこれを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 再度入札

ア 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札

がないときは直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札は2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは入札を終了する。

イ 入札不参加の申し出を行った者、入札に遅参した者は再度入札に参加できない。

(7) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

ア 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

イ 前項の場合において当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(8) 契約書等の提出

ア 契約書を作成する場合においては、落札者は契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。

ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

イ 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(9) 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 契約締結の留意事項

落札者の決定後、本契約締結までの間に落札者（共同企業体の場合はその構成員も含む。）が、次のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

ア 当組合から指名停止を受けた場合

イ 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当した場合

ウ 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

エ 法令等違反が明らかになり、当組合管理者が契約の相手方としてふさわしくないと認めた場合

8 最低制限価格の有無

最低制限価格は設定しない。

9 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において当該契約書には賠償に関する定めを設けるものとする。